

第9期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる評価（初期評価・中間報告）

2.【隠岐広域連合】

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
1.官民協働体制の推進	<p>養成校との提携のもと介護人材の確保、離職防止及び育成を柱とした人材確保事業に取り組んできた。また、隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会を定期的に開催し、関係機関の取り組みを共有するとともに、課題や方向性について論議を重ねてきた。</p> <p>介護サービス事業所においては意見交換会やヒアリングを行い、事業所が抱える人材確保等の課題抽出や情報共有を図った。</p> <p>高齢者を取り巻く課題は複雑、多様化しており、今後も各町村と介護サービス事業者がお互いの役割を理解し連携を深めていく必要がある。</p>	<p>①隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会</p> <p>②介護保険担当者会議</p> <p>③隠岐圏域地域包括ケア推進研修会</p> <p>④4町村が地域包括ケアシステムを推進する独自の取り組みへのフォローアップ</p> <p>⑤事業所意見交換会の開催</p> <p>⑥福祉体験交流事業</p> <p>⑦外国人労働者の受け入れ支援</p>	<p>隠岐4町村が主体となり、その地域特性に応じた地域包括ケアシステムを推進していくのに合わせ、保険者として、隠岐4町村との協働はもちろん、養成校や介護サービス事業者との連携を強めることで、産官学が一体となった取り組み推進を目指していく。</p> <p>① 2回/年 ② 3回/年 ③ 1回/年 ④ 随時 ⑤ 1回/年 ⑥ 1回/年 ⑦ 相談窓口の設置</p>	<p>第8章 隠岐圏域地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>第1節 介護人材の育成及び生産性向上の推進</p> <p>1.官民協働体制の推進</p> <p>75～78ページ</p>	<p>① 第1回:7/18開催</p> <p>② 第1回:5/1開催、第2回:6/5開催</p> <p>③ 未定</p> <p>④ 介護保険制度学習会を島前病院で開催予定(10/23)</p> <p>⑤ 個別ヒアリングを実施(18法人)</p> <p>⑥ 8/1～8/3で開催(10名)</p> <p>⑦ OURによる説明会を開催予定(10/29)</p>	<p>① 今年度から体制を変更し開催。</p> <p>② 隠岐地域包括ケア推進WGとして開催。</p> <p>③ FINELINKの導入研修会(仮)として開催検討。</p> <p>④ 町村の要望に応じて実施。</p> <p>⑤ FINELINKの導入説明と併せて個別ヒアリングを実施。</p> <p>⑥ 西ノ島町、隠岐の島町で実施。</p> <p>⑦ 外国人人材の受け入れに関する情報提供の場として企画。</p>	<p>【課題】</p> <p>WGの開催や推進委員会の開催など概ね計画通りであるが、予定していた首長への事業報告が未定の状態である。</p> <p>【対応策】</p> <p>知夫村及び隠岐の島町の首長選が終わり次第調整し、年度内の実施を目指す。</p>	
2.介護人材の育成及び定着の推進	<p>資格取得や専門性向上に資する研修の多くは本土で開催されており、離島における介護サービス事業者は本土と比較して負担が大きい。島内で多様な研修が受講できる体制を整えていくことは、離職防止の観点からも重要である。研修のオンライン化や隠岐会場の設定を島根県に要望し、協議を重ねてきたが一部オンライン化となったものの依然多くの研修が本土で開催されているのが現状であり、引き続き県との協議を行い、また地元指導者と協働のもと多様な研修が実施されるよう取り組んでいく。</p>	<p>①-1介護実務者研修教員講習会</p> <p>①-2フォローアップ研修</p> <p>①-3介護実務者研修教員講習会修了者派遣</p> <p>②地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の質の向上に資する研修</p>	<p>オンライン会議システムを活用した研修の導入や隠岐会場での開催に向けて島根県と協議を継続し、地元指導者と協働のもと、隠岐圏域において多様な研修が実施されるよう取り組んでいく。</p> <p>①-1 1回/計画期間中 ①-2 1回/年 ①-3 入門的研修、実務者研修等開催時 ② 1回/年</p>	<p>第8章 隠岐圏域地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>第1節 介護人材の育成及び生産性向上の推進</p> <p>2.介護人材の育成及び定着の推進</p> <p>79ページ</p>	<p>①-1 実施予定なし</p> <p>①-2 ①-3に併せて個別フォローを実施</p> <p>①-3 3名の講師を派遣</p> <p>② R6.10.28隠岐の島町社協と共催で福祉サービス職員研修会を実施予定</p>	<p>①-1 受講候補がいないため今年度は実施しない。</p> <p>①-2 実務者研修への講師派遣に向けて、大阪健康福祉短期大学と派遣講師が協議する場を設定し、始めて隠岐圏域で養成した講師によるスクーリングを実施した。</p> <p>①-3 隠岐圏域で養成した講師を実務者研修に派遣することで、隠岐圏域で継続して実務者研修が実施できるようになった。</p> <p>② 研修会実施予定。</p>	<p>【課題】</p> <p>医療的ケアについても派遣の必要性が出てきたため、学校と隠岐地区老施協が直接やり取りしてもらい、なんとか実施にこぎつけたが、医療的ケアに派遣された講師、会場となった施設からは講師謝金や実施までの調整について不満が出た。</p> <p>【対応策】</p> <p>次年度は医療的ケアについても広域連合が関わり、スムーズな研修実施を目指す。</p>	
3.ICT等活用及び業務効率化の推進	<p>介護ロボット等の使用展示会を開催し介護現場で活用できる介護ロボット等に触れることのできる機会を提供した。</p> <p>今後は限られた人員で効率的な業務を遂行していくために介護ロボットやICT機器の導入に併せ人材や資源を有効活用する必要があり、情報提供の機会を設け介護サービス事業者が積極的に業務効率化等に取り組めるように支援する。また、町村とはもちろん、島根県とも連携を強めていく。</p>	<p>①介護ロボット及びICT機器の導入支援</p> <p>②業務効率化及び生産性向上に係る研修</p> <p>③文書負担軽減の推進</p>	<p>第9期計画においても事業所のニーズに合わせた形で情報提供の機会を設け、介護サービス事業者が積極的に業務効率化等に取り組めるよう支援していく。また、都道府県では、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援へとつなぐワンストップ窓口の設置が努力義務となる。隠岐4町村はもちろん、島根県との連携も強め、効果的な介護サービス事業者支援を目指していく。</p> <p>① ニーズ調査 1回/年 ② 1回/計画期間中 ③ 令和7年度開始</p>	<p>第8章 隠岐圏域地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>第1節 介護人材の育成及び生産性向上の推進</p> <p>3.ICT等活用及び業務効率化の推進</p> <p>80ページ</p>	<p>① 個別ヒアリングで情報収集を行った(18法人)</p> <p>② FINELINK導入に向けた研修会を年度内に予定</p> <p>③ 電子申請届出システム導入に向け国の伴奏支援を受け取組んでいる。</p>	<p>①② 医療と介護の情報連携ツールとしてFINELINKの導入を検討中であり、導入に向けた説明を事業所を個別訪問し実施。</p> <p>③ R7年度始動予定。</p>	<p>【課題】</p> <p>FINELINKの導入に向けて関係者との目線合わせに時間が掛かっており、導入時期がずれ込むことが予測される。</p> <p>【対応策】</p> <p>全介護事業所が足並みを揃えて導入しなければ効果が薄いことから、多少時間が掛かったとしても、丁寧に進めていき、時期がずれ込むことなど関係者間で情報共有しながら推進する。</p>	

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
4.介護サービス事業者の支援・育成	オンライン会議システムを活用しながら運営指導及び集団指導を開催し成果も見られている。今後も継続して実施することで、算定要件が複雑な加算や制度改正等について理解を深めていただくよう支援する。	①運営指導 ②集団指導	地域密着型サービス事業者及び 居宅介護支援事業者の適切な事業 運営に資する運営指導、集団指導 等に取り組んでいく。併せて前述の 研修会や業務効率化支援等を通 じ、質の向上を目指していく。 ① 3～5事業所/年 ② 1回/年	第8章 隠岐圏域地域包括ケアシ ステムの深化・推進 第1節 介護人材の育成及び生産 性向上の推進 3.ICT等活用及び業務効率化の推 進 81ページ	①R6年度3事業所予定 ②R7年3月予定	①②介護報酬改定があり、自己点 検シート及び規則等を変更中。今 年度中に実施予定。	介護報酬改定に伴う対応が遅れ ている為、早急に進め取り組みを 行っていく。	
5.要介護認定の適正化	認定調査及び介護認定審査会に おける要介護(要支援)度判定の平 準化に努め、研修や合議体の再編 成を行っている。引き続き審査内 容に差が生まれないよう介護認定調査 及び介護認定審査会の平準化に向 け取り組んでいく。	①認定調査結果の点検 ②介護認定審査会委員及び認定 調査員研修の開催 ③合議体の再編成	介護認定調査及び介護認定審査 会における平準化に向け、調査員 及び審査会委員の資質向上に取り 組んでいく。また、研修の受講率向 上を目指していく。 ① 認定調査結果の全件点検 ② 認定調査員研修 1回/年 認定審査会委員研修 1回/年 ③ 2回/年	第8章 隠岐圏域地域包括ケアシ ステムの深化・推進 第2節 介護給付適正化の推進 2.要介護認定の適正化 85ページ	①認定調査結果の全件点検をおこ なっている。 ②・認定調査員新任研修 R6.5.7実施 受講者6名 ・審査会委員新任研修 R6.4.18 受講者1名 ・審査会委員現任研修動画配信 R6.10.21～R6.11.20配信予定 ・12月に厚労相介護給付適正化 事業技術的助言事業を受講 ③4月、10月に合議体の再編成を 実施	①認定調査結果の全件点検を行 い、必要に応じて聞き取り調査を 実施した。 ②研修は計画とおり実施予定。 今年度12月に厚労省の技術的助 言事業を受ける予定。 ③合議体の再編成は2回実施した。	概ね計画通り実施できている。 今年度、厚労省の給付適正化事 業である技術的助言を受け審査会 委員、認定調査員の更なる平準化 を目指す。	
6.ケアプラン、住宅改修及び福祉用 具購入・貸与の点検	ケアプラン点検は、質の高いケア マネジメント及びサービスの確保が できるように隠岐地域介護支援専門 員協会と連携し研修会や点検を実 施している。引き続き実施する。 住宅改修については、利用者の 状態及び住環境から、必要性・妥 当性等を点検及び審査している。施工 後には事前申請と相違ないことを確 認し点検及び審査を行っている。引 き続き実施する。 福祉用具購入・貸与については、 必要性や貸与要件に合致している か点検及び審査を行っている。引 き続き実施する。	①ケアプラン点検 ②ケアマネジメントに関する研修会 の開催 ③住宅改修の点検 ④福祉用具購入・貸与の点検	・ケアプランの点検及び支援を行う ことにより、利用者が真に必要なと る過不足のないサービス提供を確保 するとともに、その状態に適合し ていないサービス提供等の改善を 図っていく。 ・住宅改修の点検については、利用 者宅の実態確認や工事見積書の点 検、完成後の訪問調査等を行って 施行状況を点検することにより、利 用者の状態にそぐわない不適切又 は不要な住宅改修の排除を図って いく。 ・福祉用具利用者等に対し訪問調 査等を行って、福祉用具の必要性 や利用状況等について点検するこ とにより、不適切又は不要な福祉用 具購入・貸与の排除を図るととも に、利用者の身体の状態に応じて必 要な福祉用具の利用を推進していく。 ① 84件 ② 1回/年 ③ 施工前 写真での点検全件 訪問点検3件 施工後 写真での点検全件 訪問点検1件 ④ 購入 提出書類での点検全件 訪問点検1件 貸与 確認依頼書での点検15 件 訪問点検1件	第8章 隠岐圏域地域包括ケアシ ステムの深化・推進 第2節 介護給付適正化の推進 3.ケアプラン、住宅改修及び福祉用 具購入・貸与の点検 86～88ページ	① 30件実施済み ② 未定 ③住宅改修 R6:施工前 写真点検54件 訪問点検1件 施工後 写真点検40件 ④福祉用具購入・貸与 P6:購入 提出書類点検62件 貸与 提出書類点検16件	① 訪問による点検も実施できた。 ②隠岐地域介護支援専門員協会と 協議の上調整していく。 ③④計画通り実施できている。	住宅改修及び福祉用具購入・貸 与について、適正な支給につながる よう、必要に応じて電話確認や現地 確認、制度理解の周知を継続して いく。	

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
7.縦覧点検・医療情報との突合	国保連への委託により実施しており、保険者による点検については項目を絞っての実施となっている。引き続き国保連へ業務委託し、定期的な活用及び効果的な点検を行い介護給付の適正化につなげる。	①国保連への委託 ②縦覧点検関連帳票の点検	・医療情報との突合については、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うために国保連へ委託することで、医療と介護の重複請求の排除等を図っていく。 ・縦覧点検については、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、サービス事業者等における適正な請求の促進を図っていく。 ① 3～5事業所/年 ② 1回/月	第8章 隠岐圏地域包括ケアシステムの深化・推進 第2節 介護給付適正化の推進 4.縦覧点検・医療情報との突合 89ページ	②縦覧点検6帳票の確認を行なった。また、ケアプラン点検の実施に帳票を活用した。運営指導への帳票の活用	概ね計画とおり実施できた。	国保連への委託を継続し、保険者による帳票の活用は計画的に実施していく。	

【評価の基準】

- A・・・事業計画通りの事業に取り組みを始めている。
- B・・・事業計画通りの事業に取り組もうと準備している。
- C・・・事業計画通りの事業に全く取り組んでいない、準備もしていない。